**質　問　書**

昨年１１月に会則の改正が行われ、原田会長より全国総県長会議で趣旨説明があり、本年１月の聖教紙上に教学部名でその補足解説が掲載されました。これらについて疑問に思い納得しかねることが多々あるため、ここに質問書としてまとめました。

問い１

会長は説明の中で「日蓮大聖人が御図顕された十界の文字曼荼羅と、それを書写した本尊は、すべて根本の法である南無妙法蓮華経を具現されたものであり、等しく『本門の本尊』である。」（下線筆者）と定義しています。大聖人御真筆の御本尊は百数十幅現存するとされていますが、そのすべてとそれを書写した御本尊のすべてが「本門の本尊」であると云っています。

さて、身延山久遠寺にも池上本門寺にも大聖人の御真筆がありますが、大聖人を末法の御本仏として尊崇していないそれらの寺の僧侶が、大聖人御真筆の御本尊を書写したものも「本門の本尊」なのでしょうか。またそれらの寺では御本尊をお土産として売っています。そのお土産本尊も御真筆を書写したものであれば、「本門の本尊」となるのでしょうか。学会員の各家庭にある御本尊と、大誓堂にある創価学会常住の御本尊と、お土産本尊が等しいと云っていますが、その認識でよろしいでしょうか。

戸田先生は「ただ、大御本尊だけは、われわれは作るわけにはゆかない。（中略）だから、仏立宗や身延のヤツラが書いた本尊なんていうものはね、ぜんぜん力がない。ニセですから、力がぜんぜんない。むしろ、魔性が入っている。魔性の力が入っている。だからコワイ」（『大白蓮華』昭和３４年７月号）。と指導され、身延の本尊には「魔性が入っている」とされていますが、本当に等しいのでしょうか。

またこの定義により池田先生が司会をされた小樽問答で、身延派を完膚なきまでに打ち破った事績が否定されますが、それでよろしいのでしょうか。

問い２

続いて会長は「『本門の本尊』に唱える南無妙法蓮華経が『本門の題目』であり、その唱える場がそのまま『本門の戒壇』となる。」と云っていますが、問い１に挙げた二寺院以外にも日本中に大聖人御真筆の御本尊を恪護している日蓮宗寺院があります。そのすべてが「本門の戒壇」になることになりますが、それでよろしいですか。

御書には「霊山浄土に似たらん最勝の地を尋ねて戒壇を建立す可き者か時を待つ可きのみ事の戒法と申すは是なり」（三大秘法禀承事）とあり、日本中に何十ヶ所も「本門の戒壇」を作るようには仰せられておりませんが、この点は如何でしょう。御書根本と云っていますが、御書と異なることを云っているように思えます。

またこれにより正本堂を建立した池田先生の事績も否定されてしまいますが、それでよろしいのでしょうか。

問い３

　また会長は「大謗法の地にある弘安２年の御本尊は受持の対象にはいたしません。」と云っています。現在、創価学会員が受持している御本尊には「奉書写之」と認められており、この「之」の字は弘安二年の大御本尊を指し示しています。日寛上人は大御本尊を「究竟中の究竟、本懐の中の本懐なり。既に是れ三大秘法の随一なり」（観心本尊抄文段）と申されており、大御本尊を書写されたことは間違いありません。その元となる大御本尊を受持せず、書写された御本尊を受持させているというのは、如何なる理論によるものでしょう。すべての会員が納得できる説明をお願いしたいものです。

問い４

教学部の解説では弘安二年の大御本尊を末法御本仏日蓮大聖人の出世の本懐ではないとしています。聖人御難事の「余は二十七年なり」を、「したがってこの『二十七年』という『時』と、本抄の『難』への言及の本意は、熱原の法難で、農民信徒が不惜身命・死身弘法の姿を示したことを称賛されることにあるといえる」として、熱原の法難が立宗から二十七年目に起こったことを指すとしています。聖人御難事のこの前の部分を見てみますと、「仏は四十余年・天台大師は三十余年・伝教大師は二十余年に出世の本懐を遂げ給う、其中の大難申す計りなし先先に申すがごとし、余は二十七年なり」とあります。仏（釈尊）、天台大師、伝教大師が出世の本懐を遂げた年数を挙げ、「余は二十七年なり」と申されているのです。もしこの「二十七年」が難を指すのなら、釈尊、天台、伝教の三師を引き合いに出す必要はありません。ましてや同抄に「況滅度後の大難は竜樹・天親・天台・伝教いまだ値い給はず」とあり、天台・伝教は難に遭っていないと申されています。難に遭っていない天台・伝教を引き合いに出して、御自身の出世の本懐が難であったなどと、道理に合わないことを大聖人が申される訳がないと思いますが如何でしょう。

創価学会は今まで普通に読んで普通に大御本尊を出世の本懐としてきました。それを今回このこじつけのような論で出世の本懐で無いとし、学会員と大御本尊の離反を図るのは何故でしょう。

大謗法の地にあるというのが理由なら、もう既に二十数年前からそうであったものを、今更云い出すのはどうしたことでしょう。

大御本尊の分身散体である各家庭の御本尊に祈って、学会員は膨大な功徳を受けてきました。その大御本尊は大謗法の地にあるという理由で、大御本尊即日蓮大聖人という人法一箇であり久遠元初自受用報身如来という本質に変化をきたしたと云うのでしょうか。

問い５

教学部の解説に「僧俗和合時代の歴史的文脈で言われた発言も、その本質は大聖人の教え、精神と私たちを結びつけるためである。その真意を正しく捉えて行くのは弟子の責務である。」とあります。たしかに謗法の法主を賛嘆した指導もありますから、その部分は訂正されてしかるべきと考えますが、しかしそれは化儀に係わることに限られると思いますが如何でしょう。

池田先生は会長就任の挨拶で「若輩ではございますが、本日より、戸田門下生を代表して、化儀の広宣流布を目指し、一歩前進への指揮をとらさせていただきます。」と云われました。創価学会の世界広布は「化儀の広宣流布」です。したがって化儀に関する変更や改正は、時代に即して必要になってくる場合もあるでしょう。

しかしながら化法（法体）の広宣流布は七百年の昔に、すでに大聖人が決せられておいでです。化法であるところの「教義の普遍性」と、それに係わる戸田先生・池田先生の指導は決してゆるがせには出来ないと考えますが如何でしょう。以下にいくつかの指導を挙げます。

戸田先生は「われわれの貧乏と苦悩を救わんがために、日蓮大聖人様は大御本尊様を建立し、遺されてある。これは、弘安二年の十月十二日の大御本尊様のただ一幅なのです。そこから、分身散体の方程式によりまして、ずうっと出てくるのです。それから、ほかの本尊、どこのを拝んでも絶対にだめなのです。弘安二年の十月十二日の大御本尊様から出発したものでなければ、法脈が切れてますから、絶対だめなのです」（昭和３０年８月２４日、講演会「宗教と人生」）（傍線筆者）と指導されています。弘安二年の大御本尊は「ただ一幅」と云われており、大御本尊から出発したものでなければだめだと云われています。

池田先生の指導の中でも「日蓮大聖人の仏法の根幹は、『三大秘法』であり、その根本中の根本は『本門の本尊』である。日蓮大聖人が、弘安２年（１２７９年）１０月１２日に御建立になられた、一閻浮提総与の本門戒壇の大御本尊こそ、『本門の本尊』であられることは、いうまでもない。」（平成３年１１月１８日　ＳＧＩ代表勤行会）と云われています。それを原田会長は身延で書写された「魔性が入った」ものと「等しく『本門の本尊』である。」としているのです。

また池田先生は「大聖人の出世の本懐である一閻浮提総与の大御本尊が信心の根本であることは、これからも少しも変わらない。（中略）世界のいずこの場所であれ、御本尊を信じて、純真な『信心』の一念で唱えた題目は、即座に大御本尊に通じていく。」（平成５年９月１６日）とも指導され、創価学会の信心の根本は弘安二年の戒壇の大御本尊であるとされ、破門後の指導でありますが「これからも少しも変わらない」として、未来への指針を示されているのです。

これらの戸田先生・池田先生の指導を否定する今回の改正は、本当に正しいものなのでしょうか。私には師敵対に思えてなりません。まさか原田会長と中枢幹部が師敵対と意識して改正を行ったとは考えられません。しかし結果としてそうなっているとしたら、判断を狂わせる何者かが、執行部中枢に巣食っているに違いありません。理路を正して考えると、そのような結論に至らざるを得ないのです。

終わりに

　「一念三千を識らざる者には仏・大慈悲を起し五字の内に此の珠を裹み末代幼稚の頚に懸けさしめ給う」（観心本尊抄）と御書にあります。日蓮大聖人は御内証である南無妙法蓮華経という根本の法を、末代凡夫の私たちのために大御本尊として残してくださったのです。そしてまた大御本尊は生身の日蓮大聖人でもあられるのです。その大御本尊を「受持の対象としない」、「出世の本懐で無い」とする会則の改正は、私には到底受け入れられるものではありません。

学会本部には大御本尊への「郷愁」を断ち切ろうという動きがあると聞きます。また宗門からの決別を図るため「人間主義」「人間のための宗教」を標榜してきましたが、それ自体は誤ったものではないにしても、それを強調するあまり御本尊軽視の風潮が形作られたと想像されます。

「阿仏房さながら宝塔・宝塔さながら阿仏房・此れより外の才覚無益なり」（阿仏房御書）、「此の御本尊も只信心の二字にをさまれり以信得入とは是なり。」（日女御前御返事）等、切り文にすると誤解を招く御文があるので、そこからも御本尊軽視の風潮が加速されたように思われます。

これらが相俟って今回の会則改正に至ったとすれば、とんでもない話です。御本尊は峻厳なる信心修行の対境であり、生身の日蓮大聖人であります。いささかも軽んじることがあってはなりません。それを「認定」などと云っているところに、創価学会中枢の「傲慢」さを感じるのは私だけでしょうか。

「外道・悪人は如来の正法を破りがたし仏弟子等・必ず仏法を破るべし師子身中の虫の師子を食等云云」（佐渡御書）。

「剰え日蓮が弟子の中に異体異心の者之有れば例せば城者として城を破るが如し」（生死一大事血脈抄）。

有名な御金言ですのでご存知の方も多いと思います。先生の弟子が先生の教えを破る（師子身中の虫）と、大聖人が申されていると拝します。先生の事績を踏みにじり、先生の指導と異なることを云い（異体異心）、「城者破城」を体現する学会中枢をこのまま野放しにするわけにはいきません。

平成二十七年四月二日

戸田先生の御命日に

横浜市○○区

○○本部　△△支部　副支部長

××　××